

平成31年度 当初予算要求事業内容説明書

3款 3項 2目

第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

基本施策3 子育て支援の充実

【会計】一般会計

施策6 子育てに係る経済的負担の軽減を推進します

3款: 民生費 3項: 児童福祉費 2目: 児童措置費

事業	107	児童扶養手当システム改修事業
担当所属	児童青少年課	

【予算額】

予算要求額	(財源内訳)				
	一般財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財
6,875千円	6,875千円				

【事業の概要】

事業の概要	児童扶養手当法の改正に対応するため、システム改修を委託します。 (改正内容) ①児童扶養手当の支払期月を現行の年3回から6回とする。(H31年11月支払分から変更) ②児童扶養手当の支給制限の適用期間等を現行の8月から翌年7月までから11月から翌年の10月までとする。
事業の目的	児童扶養手当法の改正に適切に対応します。
事業の効果	児童扶養手当の支給回数が年3回から年6回に変更されることにより、受給世帯の収入が平準化され、家計の安定が図られます。

【予算額の節別内訳】

節	予算額	説明
13 委託料		
システム改修委託料	6,875千円	児童扶養手当システムの改修費
計	6,875千円	

【活動指標・成果指標】

指標名	平成31年度計画値
児童扶養手当定期支払回数	5回